

中東情勢の変化による建設資材への影響に係る対応について

- 現在、中東情勢の変化による影響で、塗料などの石油精製品(ナフサ等)を原料とした建設資材の納期遅延や価格が高騰している状況となっております
- 防衛省においては、今般の急激な物価変動等により、予定価格と実勢価格に乖離が生ずるおそれがあることや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、請負代金額の設定、工期の設定、スライド条項の適切な運用等に係る取組を実施し、入札参加者及び受注者のみなさまの不安の解消に努めることとしています

特に影響を受ける石油精製品（ナフサ※等）を原料とする建設資材（以下「指定品目」という。）

- 塗料、シーリング、内外装仕上材、防水材、断熱材、ユニットバス、樹脂管など
※ナフサ：原油を精製した際に得られる石油化学の基礎原料で、塗料・断熱材・防水材・床材・壁材・接着剤などの原料。

新規に発注する工事への対応

- 発注時の官側積算は刊行物をベースに作成し、指定品目に係る官側積算に使用する刊行物の名称、月、内容等（価格を除く）及び見積採用単価について、入札参加者へ事前に交付します
- 契約後、受注者から契約書第27条第5項（単品スライド条項）の請求があった際には指定品目にあっては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行うもの（「特例措置」）であることを入札公告等資料に明記します



- 契約後、単品スライド請求があった際は、受注者が購入価格を証明し、適当な購入金額であると認められる場合は、実際の購入価格を用いて請負代金額を変更※することが可能です

※実際の購入金額を用いてスライド額を算定する場合、価格変動後の工事材料の金額に落札率を乗じず、スライド額を算定します

- なお、当然のことながら、指定品目以外の品目（鋼材等）も単品スライド請求も行うことができ、また、労務単価等も含めたインフレスライドと併せての適用可能です

既に契約済みの工事への対応

- 単品スライドの請求があった際の積算方法は、**新規に発注する工事と同様に指定品目にあつては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行う「特例措置」の対象**とします
- 資機材の納期が遅れる場合には、工事一時中止及び工期延長等により**必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上**を行います

最新の情勢の把握及び情報共有

- 資機材の調達にあたっては、支障の有無や物価変動等の最新状況の把握に努め、企業に対し可能な限り情報の提供を行ってまいります

○指定品目の例※記載のない石油精製品(ナフサ等)を原料とする建設資材を含む建設工事にあつては、受発注者間の協議により指定品目に加えることができます
(建築工事) (電気設備・通信工事)

工事材料
アスファルト類（アスファルト防水、アスファルト合材 等）
合成樹脂系材類（ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木 等）
防水材
シーリング材
雨とい製品
塗装材
ビニル系床材
壁紙材
内装見切り材
断熱材
ユニットバス

工事材料
合成樹脂系材類（PF管、CD管、硬質ビニル管 等）
盤類（分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤 等）
(機械設備工事)
工事材料
配管類(非鋼材)（塩ビ管、ポリエチレン管 等）
衛生器具類（衛生器具ユニット、浴槽ユニット 等）
給湯設備
(土木工事)
工事材料
アスファルト類（アスファルト混合物、ストレートアスファルト、改質アスファルト 等）
配管類(非鋼材)（塩ビ管、ポリエチレン管 等）

単品スライドに係るスライド額の算定方法



防衛省独自

【従来の単品スライド】

計算例		請負代金額:220,000千円		1%相当額:2,200千円	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
防水材	アス防材	2,000,000	2,400,000	400,000	×
とい	塩ビ管	800,000	1,000,000	200,000	×
塗装	SOP塗装	1,500,000	2,800,000	1,300,000	○
	EP塗装	2,500,000	3,500,000	1,000,000	
	計	4,000,000	6,300,000	2,300,000	
内装	ビニル床材	2,500,000	2,750,000	250,000	×
	壁紙	1,500,000	1,850,000	350,000	
	計	4,000,000	4,600,000	600,000	
ユニット	ユニットバス	2,500,000	4,500,000	2,000,000	×
合計		13,300,000	18,800,000	5,500,000	
スライド額 $S = 2,300,000 - 2,200,000 = 100,000$					

A: 請負代金額 = 220,000千円
 B: 1%相当額 = 2,200千円(差引き額)
 C: 塗装材変動額 = 2,300千円
 D: スライド額 = **100千円**

※塗装材以外はスライド対象外

【今回(指定品目)の単品スライド】

計算例		請負代金額:220,000千円		1%相当額:2,200千円		
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額※	変動額	対象の判定	
指定品目	防水材	2,000,000	2,400,000	400,000	○	
	とい	塩ビ管	800,000	1,000,000		200,000
	SOP塗装	1,500,000	2,800,000	1,300,000		
		EP塗装	2,500,000	3,500,000		1,000,000
	計	4,000,000	6,300,000	2,300,000		
	内装	ビニル床材	2,500,000	2,750,000		250,000
		壁紙	1,500,000	1,850,000		350,000
		計	4,000,000	4,600,000		600,000
	ユニット	ユニットバス	2,500,000	4,500,000		2,000,000
	合計	13,300,000	18,800,000	5,500,000		
	スライド額 S = 5,500,000 - 2,200,000 = 3,300,000					

A: 請負代金額 = 220,000千円
 B: 1%相当額 = 2,200千円(差引き額)
 C: 変動額 = 5,500千円
 D: スライド額 = **3,300千円**

※品目は、工種別に区分せず、指定品目(ナフサ等)として整理

※実際の購入金額を用いてスライド額を算定する場合、価格変動後の工事材料の金額に落札率を乗じず、スライド額を算定

「実際の購入価格」が適当な金額であることを証明する資料



スライド額の算定に際し、実際の購入金額を採用する場合には、実際の購入価格が適当であることを証明する書類の提出が必要です

- ただし、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を提出し難い事情がある場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出することで、搬入等した月の実勢価格(官側積算単価)でスライド額を算定することができます

【提出が必要な書類】

○購入実績を証明する書類

- ・対象数量全量分の納品書、請求書、領収書

納品書の例

請求書の例

○購入価格が適当であることを証明する書類

- ・該当地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積(実際の購入先は含まない)
※現場に搬入又は購入した月のうち、代表的な月(1ヶ月以上)の見積

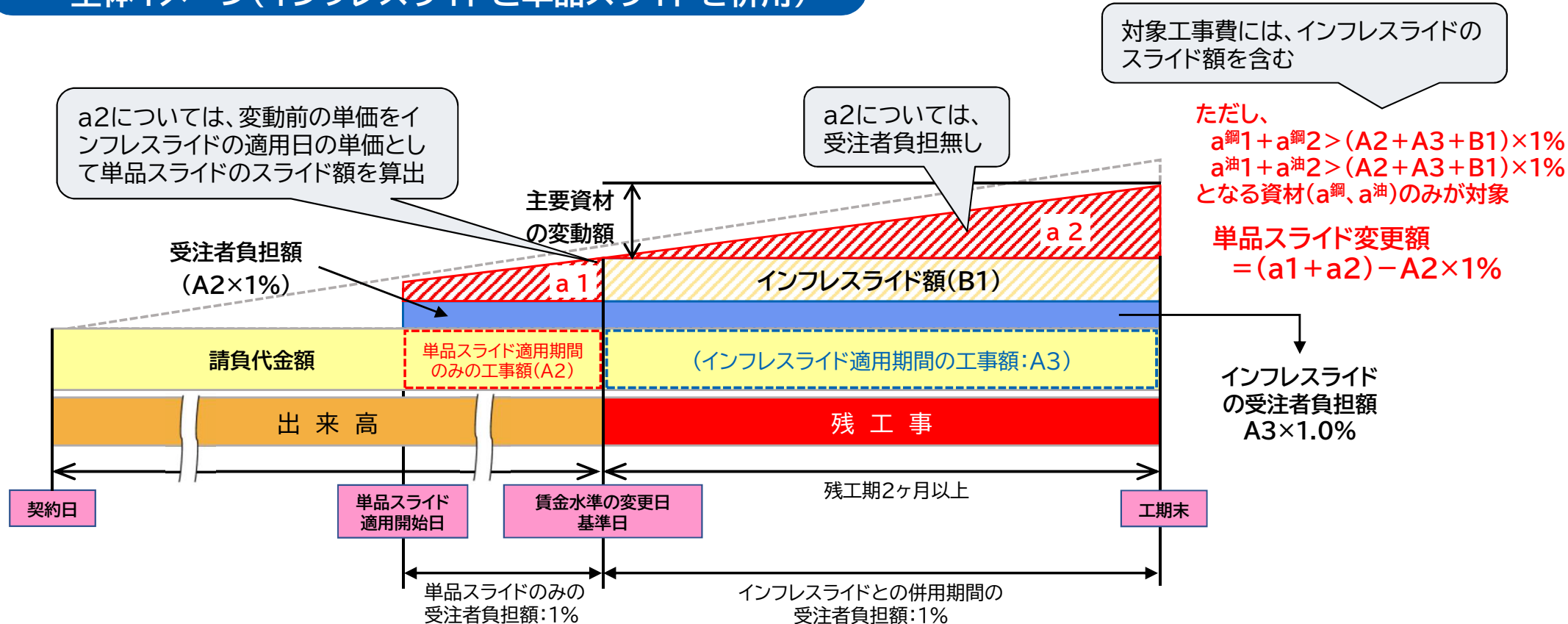
○受注者が当初想定した金額が確認できる書類

- ・協力業者との契約書等(当初契約算定時に契約を行っていない場合は見積書)

○ インフレ(全体)スライドと単品スライドの併用

- 近年、公共工事設計労務単価の改正に伴い、インフレスライド条項に基づき請負代金額の変更を行っている事例がありますが、資材価格の急激な高騰等により、さらに請負代金額が不適当となる場合においては、単品スライド条項も合わせて適用し、請負代金額の変更を行うことが可能です
- なお、全体スライド条項と単品スライド条項を併せて適用することも可能です

全体イメージ(インフレスライドと単品スライドを併用)



注) 基準日が既済部分検査を行った後になる場合、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたものとなります